

長久手中央 2 号公園活用方針

～リニモテラスにおける公園運営の推進～

令和 2 年 3 月

長 久 手 市

目次

はじめに	1
基本事項	2

第1編 前提条件の整理

1. 公園の概要	4
1-1 中央2号公園の概要	4
(1) 概要	4～7
(2) 行政計画上の位置づけ及び指定等	8～11
1-2 沿革	12
1-3 立地環境	13
(1) 自然状況	13
(2) 周辺状況	14
1-4 利用状況	15
(1) アンケート調査結果	15～17
(2) 利用状況	18
(3) 利用・運営状況及び課題	19～20
(4) 協働	21～23
(5) 民間活力の導入（将来イメージ）	24
1-5 公園の基本的な性格・役割	25
(1) 特徴の分析	25
(2) 公園運営の視点から見た現況評価	26

第2編 長久手中央2号公園の活用方針

2. 目指すべき姿と取組の方針	28
2-1 公園が目指すべき姿	28
(1) 目指す公園像	28
(2) 公園のイメージ	28
2-2 取組の方針	29
(1) 公園経営の目標設定	30
(2) 維持管理の方針	30
(3) 景観形成の方針	30
(4) 運営管理の方針	30
(5) 連携・協働の方針	30

- (6) 改修・再整備の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30～31
- (7) 災害対応の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

はじめに

近年、公園はまちから隔離された場ではなく、生活に密着したステージの一部であるとの認識が高まっています。こうした観点から、公園の整備や管理に加え、運営や活用の重要性が指摘されており、これに取り組む手法として「パークマネジメント※」が多くの自治体で取り入れられています。

本市のほぼ中心にある長久手中央2号公園（以下「中央2号公園」という。）は、リニモ長久手古戦場駅周辺のまちの新たな顔である「リニモテラス」の拠点施設のひとつとして、土地区画整理事業に合わせて整備されました。

現在、市民の憩いの場として、また大型商業施設に隣接していることから、待ち合わせや往来の場として多くの人たちに親しまれていますが、その一方で駅前広場としての性格を持つこの公園に対して、更なるにぎわいの創出や使い勝手のよさを求める声も多くあります。

こうしたことから、市ではパークマネジメントの手法により、都市公園として整備されたこの公園の現状分析を行い、今後の利活用の方法や再整備の必要性、将来のあり方などを検討することとしました。

本活用方針は、中央2号公園の運営の推進を図るためのみちすじを示し、市民始め関係者のみなさまのご理解、ご協力と積極的な関与をお願いするものです。

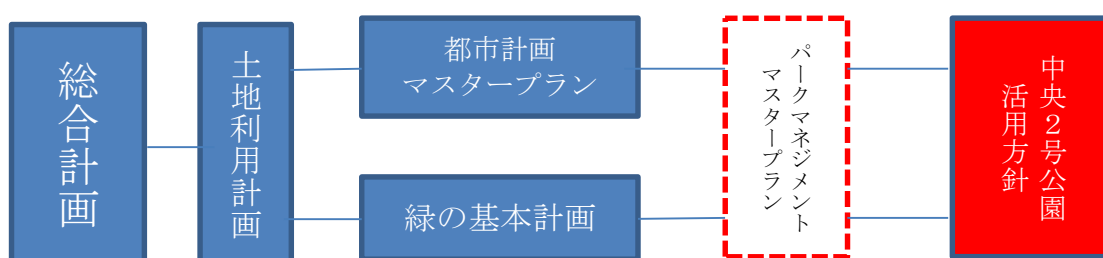
※パークマネジメントとは、『パブリックオープンスペースの一形態である公園という生活の舞台を創り、守り、活用していく総合的な仕事のシステム及び考え方のこと。』

基本事項

この活用方針は、2019（平成 31）年 4 月に策定された「第 6 次長久手市総合計画」及び、2020（令和 2）年 3 月に策定予定の「長久手市都市計画マスタープラン」、「緑の基本計画」に基づき、今後、10 年程度を計画期間とする中央 2 号公園の活用方針等を定めるものです。

なお、他市町の例によると、多くのケースで市のパークマネジメントマスタープランに基づき、個別の活用方針を策定するのが、通常の流れとなりますが、本市では試行的に中央 2 号公園の活用方針を、策定するものとします。

なお、本活用方針の策定にあたっては、総合計画を始めとした上位計画との記載内容に齟齬がないよう整合を図っています。



※ 左から順に上位計画

この方針では、中央 2 号公園の性格、役割、立地条件や公園としてのあゆみ、利用者の動向などを踏まえ、目指す公園像を設定し、その実現にあたっての取組の方向性を決めました。

管理者、利用者、事業者などは、ここで示す各方針に従って、本公園における管理運営や利活用の促進を、それぞれの立場で行っていくものとします。

なお、本方針については、周辺の都市基盤整備状況、技術動向、本市の財政見通しなど社会経済情勢の変化等により変更が必要となった場合には適宜、見直しを行っていくものとします。

第 1 編 前提条件の整理

1.公園の概要

1-1 中央 2 号公園の概要

(1) 概要

都市公園法による設置日	2016（平成 28）年 10 月 31 日
開園時期	2016（平成 28）年 12 月
公園面積	0.2ha
公園種別	街区公園
所在地	長久手市勝入塚地内
都市計画決定	【年度】 2014（平成 26）年 9 月 22 日 【番号】 市告示第 36 号（街区公園） 【面積】 0.2ha

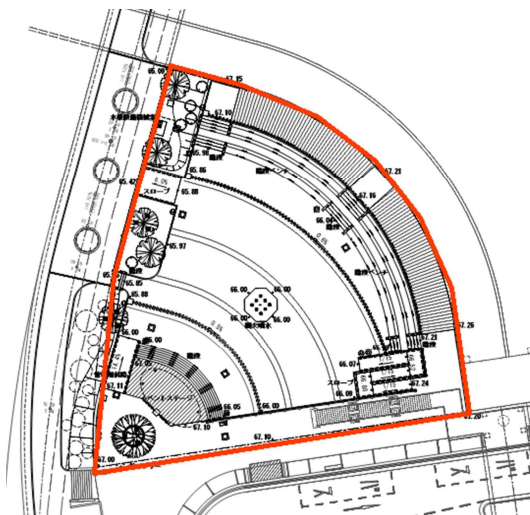
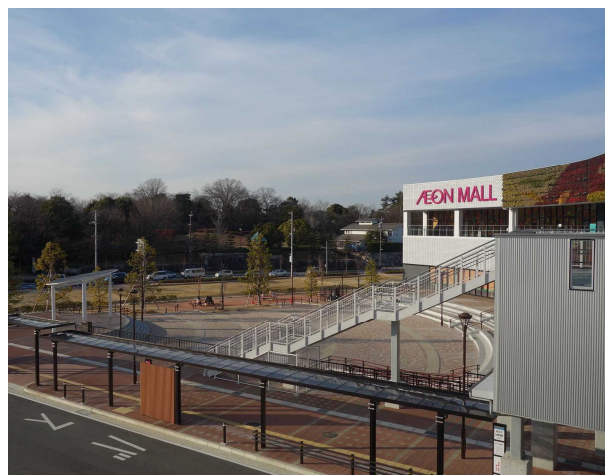


図 1 中央 2 号公園平面図



リニモ長久手古戦場駅から撮影した
中央 2 号公園の様子

■整備時の基本方針

中央２号公園は、「集い」、「憩い」、「語らい」の場をコンセプトに、イベント対応型の公園として各種催しを楽しむことができる場とし、老若男女が集う「にぎわい空間」として整備されました。

■施設概要

大規模なイベントにも対応可能な観覧席や屋根付きのステージ、電源を設置しています。また、中央部には間欠噴水が設置されています。

夏祭りのようなイベント時には、屋根付きステージや中央の広場を活用した盆踊りなどで賑わいます。イベント時以外の日常でも、中央部の噴水は春から夏の時期を中心に親子連れや子どもたちで賑わっています。



観覧席



屋根付きステージ



中央部の間欠噴水

■利用時間

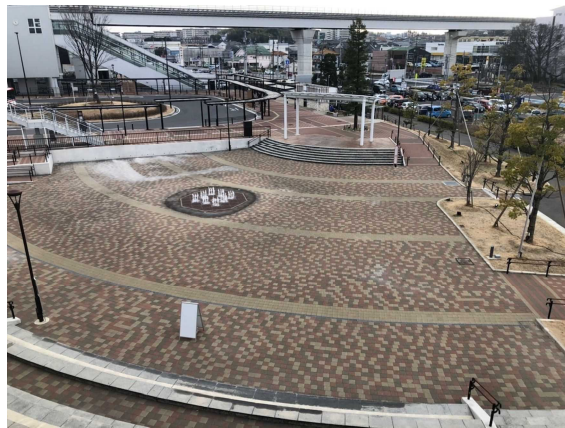
中央２号公園は 24 時間立入可能となっており、閉園日などは設けていません。
中央部の噴水は、午前 9 時から午後 6 時までの間、季節を問わず稼働しています。
(※イベント時、荒天時及び強風時を除く。)

■その他

公園内にトイレはありませんが、隣接するバスターミナルには 24 時間利用可能なトイレ（障害者用トイレを含む）が設置されています。

■ 景観

長久手古戦場駅周辺の公共施設（歩道舗装、照明、公園、トイレ、駐輪場、バスロータリーなど）は統一感を演出するために、行政主導でトータルデザイン設計を行い、自然と歴史を感じられるまちづくりをコンセプトに整備を進めました。



・ 古戦場公園の眺め

中央2号公園の西側には、古戦場公園が立地しており、歴史を偲ぶことができます。



・ リニモの眺め

中央2号公園は、リニモ長久手古戦場駅前に立地しているため、走行しているリニモを目の前に見ることができます。



■位置

中央2号公園は、リニモ長久手古戦場駅北側に位置し、イオンモール長久手や古戦場公園に隣接しています。



図2 シティガイドマップ長久手（2019年4月時点）

(2) 行政計画上の位置づけ及び指定等

■一時避難場所

長久手市地域防災計画（2015（平成27）年12月修正）の中では、避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、一部を除く市内の公園を一時避難場所としており、中央2号公園も指定されています。

なお、避難者1人あたりの必要面積は、おおむね2㎡程度としているため、中央2号公園（0.2ha）の場合、最大で1,000人の一時避難が可能です。



図3 長久手市地域防災マップ（2019年4月現在）

■都市計画決定の状況

中央2号公園が位置する区域は、隣接するイオンモール長久手とともに、近隣商業地域に指定されています。また、準防火地域にも指定されています。

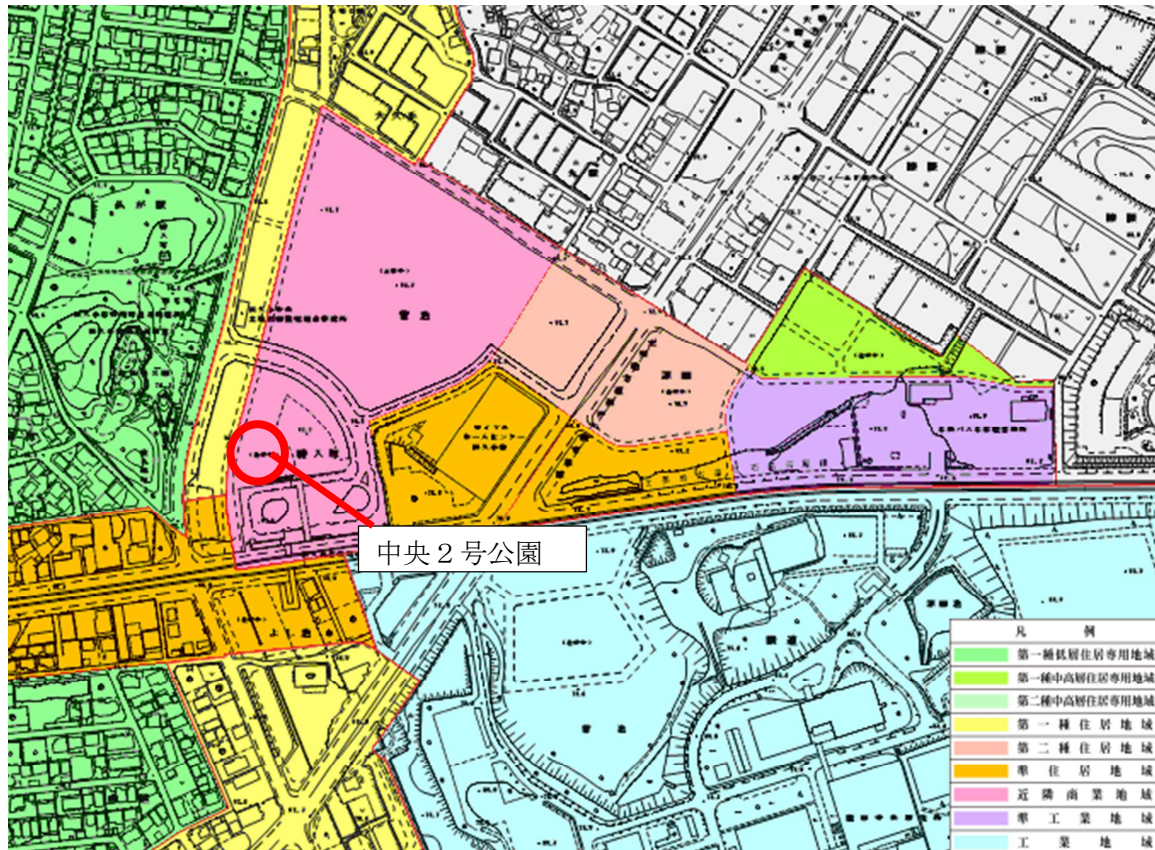


図4 長久手市の都市計画図

■ 史跡

中央 2 号公園の西側には、市道下権田勝入塚 1 号線を挟み、国指定史跡を含め本市の重要な観光資源となっている古戦場公園が隣接しています。古戦場公園内には、勝入塚や庄九郎塚などの武将の塚があり、史跡めぐりの起点となる公園です。

なお、同公園は既存施設の老朽化が進んでおり、古戦場公園一帯を有効活用できるようにするため、再整備を計画しています。

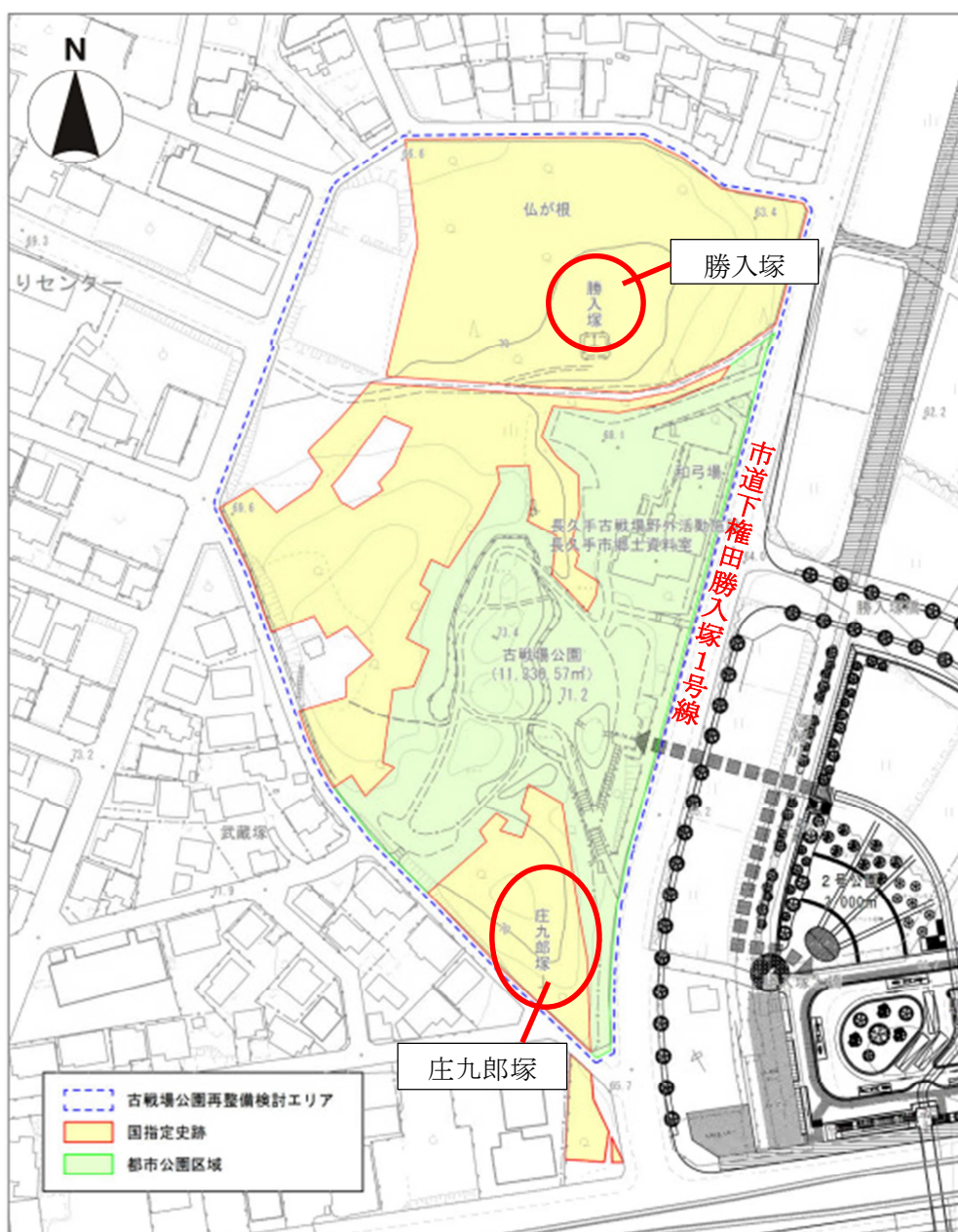


図5 古戦場公園全体図
(資料：古戦場公園再整備基本計画)

■ リニモテラス公益施設（仮称）

リニモテラス公益施設（仮称）は、リニモテラスにおける交流拠点と位置付けられ、現在設計業務が行われており、2021（令和3）年内の開館を予定しています。

施設は、木造・平屋で、建物内中央部に約8メートルの屋根高を持つ大廊下があり、またカフェやフリースペースを配置するなど、訪れる人たちの交流を促進するオープンな空間を目指しています。

ここでは、本市を特徴づける4つのテーマ「大学連携」「観光交流」「多文化共生」「子育て支援」を中心にさまざまな事業展開を行う予定で、公民連携による施設の管理運営を検討しています。

中央2号公園とは、隣接の緑道を挟んで近接する位置にあり、エリアとしての一体的な整備と施設間の連携による事業展開が期待されます。



図6 リニモテラス公益施設（仮称）イメージパース

1-2 沿革

2014（平成 26）年 9 月 22 日	都市計画決定（告示番号：市第 3 6 号）
2014（平成 26）年 11 月 14 日	事業認可（告示番号 5 5 9 号）
2016（平成 28）年 10 月 31 日	供用開始告示
2016（平成 28）年 12 月	開園
	隣接するイオンモール長久手がオープン
2018（平成 30）年 4 月	所管がみどりの推進課からたつせがある課に移管
2019（令和元）年 9 月	スケボー等汚損行為防止デザイン看板設置

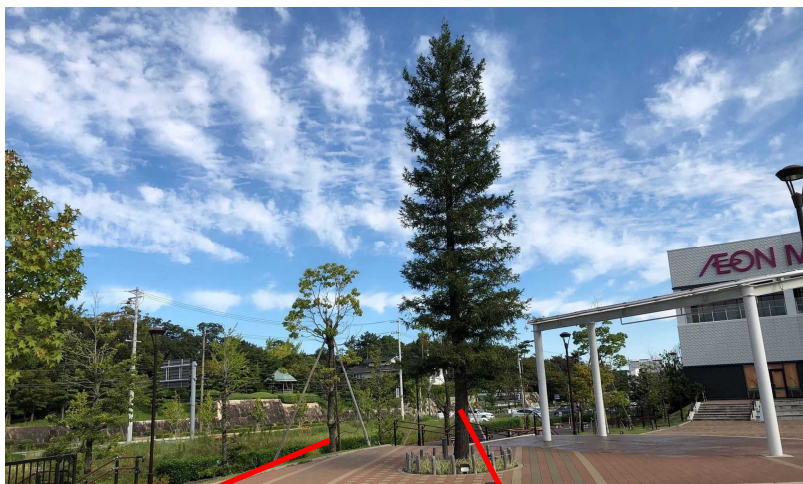


中央 2 号公園に隣接するイオンモール長久手と
設置されたスケボー等汚損行為防止デザイン看板

1-3 立地環境

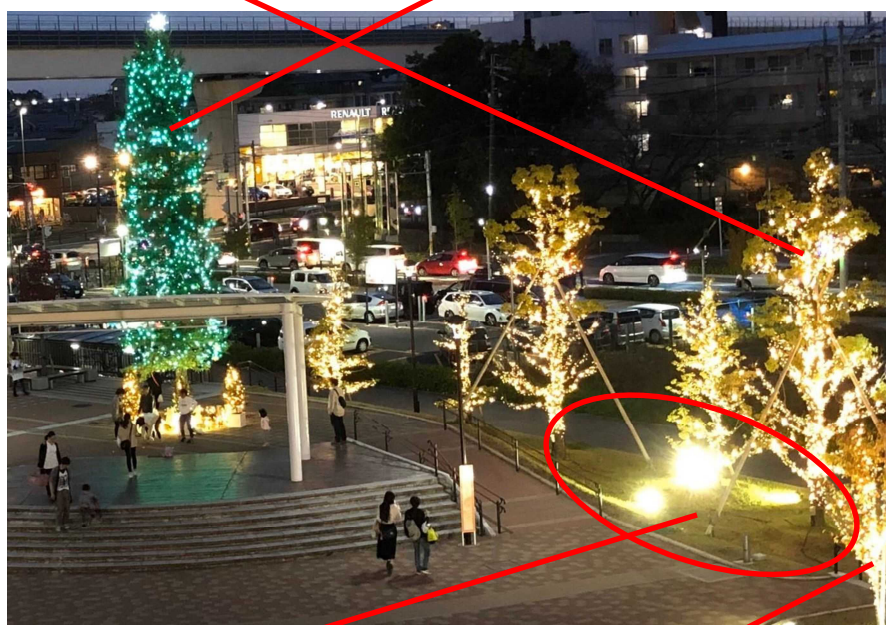
(1) 自然状況

中央2号公園の南側には、シンボルツリーであるセンペルセコイヤが植えてあります。また、隣接する緑道側にはクロガネモチをはじめ、ヤマザクラなどの高木が植えてあるほか、天然芝も備えており、センペルセコイヤと共に一体感のある景観として楽しめます。なお、冬期期間はこれらの高木にイルミネーションが装飾され、若い世代を中心に人気スポットとなっています。



クロガネモチ

センペルセコイヤ



天然芝

ヤマザクラ

(2) 周辺状況

リニモ長久手古戦場駅は、第2次長久手市地域公共交通網形成計画において、本市の交通結節点として位置づけられており、リニモ、名鉄バス、Nーバスなどが乗り入れています。中央2号公園はリニモの駅やバスロータリーに隣接しています。

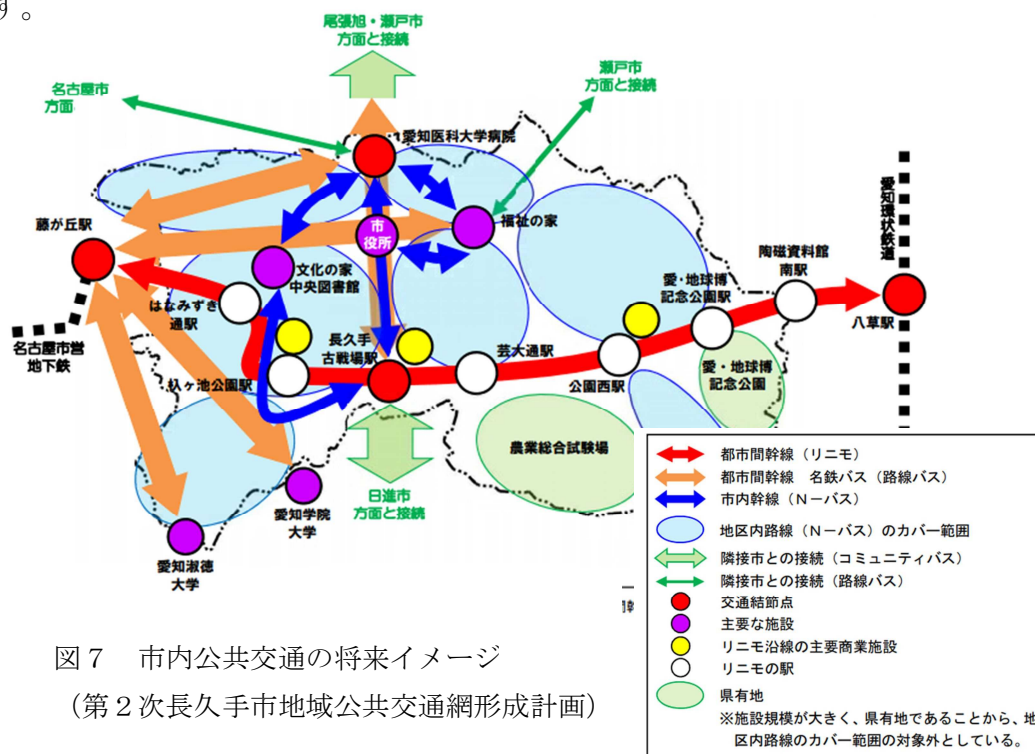


図7 市内公共交通の将来イメージ
(第2次長久手市地域公共交通網形成計画)

【交通】

リニモ

名鉄バス

Nーバス

日進市コミュニティバス

豊鉄バス（新城市乗合高速バス）

「長久手古戦場」駅

「長久手古戦場」駅

「長久手古戦場」駅

「長久手古戦場」駅

「長久手古戦場」駅

【その他】

周辺大学スクールバス（愛知学院大学、名古屋外国語大学、名古屋学芸大学）

1-4 利用状況

(1) アンケート調査結果

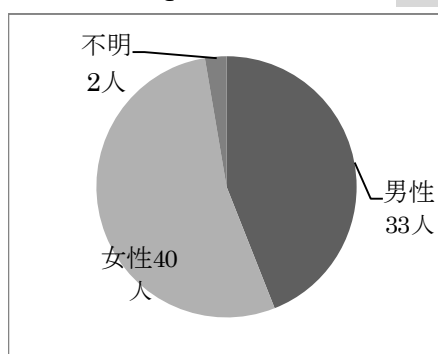
中央2号公園の利活用に関して実態を調査するため、イベント時の来園者を対象としたアンケートを行いました。

調査対象	中央2号公園で行われたイベント時の来訪者
調査日時	2019年9月14日（土）10:00～16:00
イベント名	長久手アウトドアフェス
調査方法	アンケート用紙手渡しによる回収
調査人数	75人

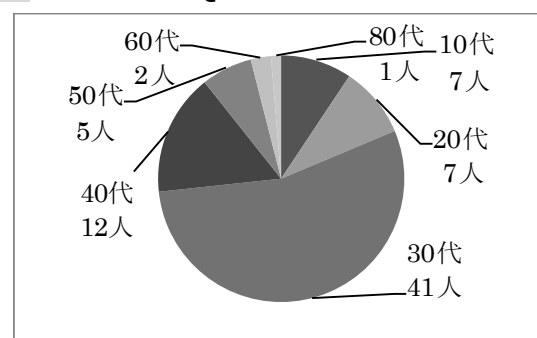
<アンケート結果>

Q1 性別

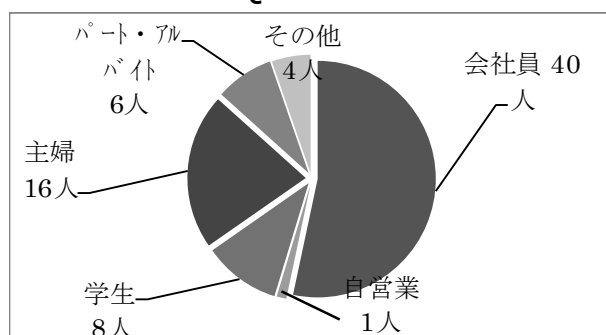
【属性】



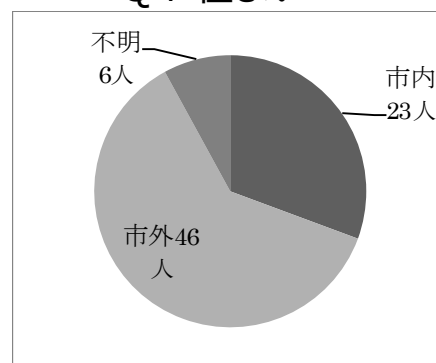
Q2 年齢



Q3 職業



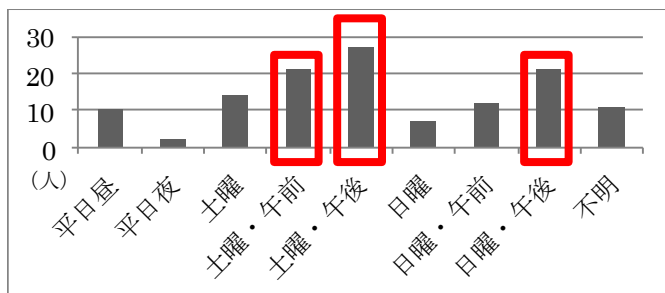
Q4 住まい



- ・回答者の年齢は、70%以上の方が40代以下でした。
- ・回答者の半数以上は市外在住の方でした。

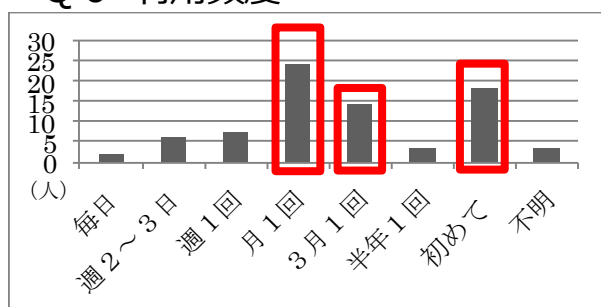
【利用】

Q 5 時間帯



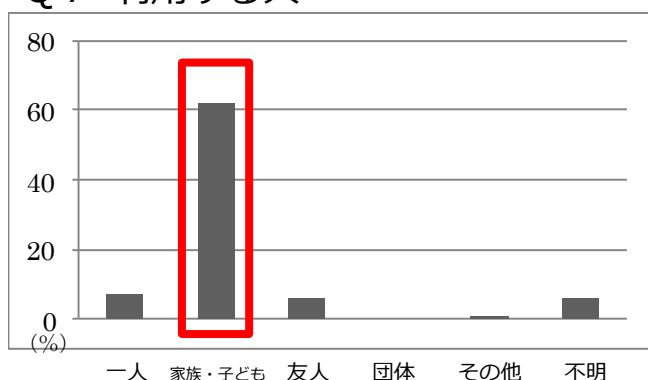
・「土曜」の午前・午後、「日曜」の午後が多くなっています。

Q 6 利用頻度



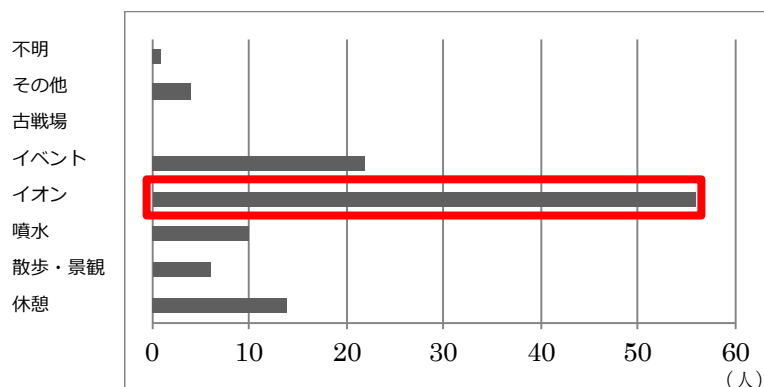
・「月1回」、「初めて」、「3月に1回」が多くなっています。

Q 7 利用する人



・利用者の大半は「家族・子ども」連れです。

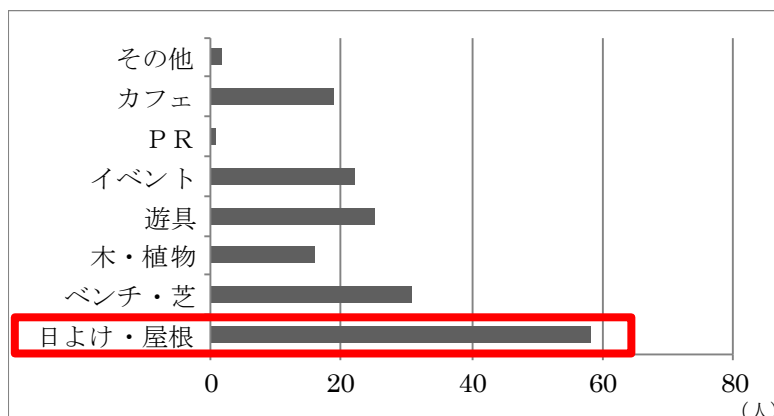
Q 8 目的（複数選択）



・利用者の多くが「イオン」に寄ったついでに来園しています。

【課題】

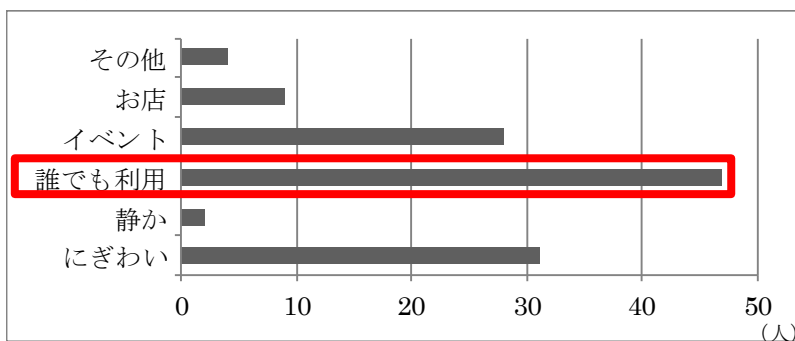
Q 9 何が公園に必要なだと思いますか（複数選択）



・「日よけ・屋根」のニーズが高く次いで、「ベンチ・芝生」、「遊具」、「イベント」、「カフェ」の順になっています。

【将来】

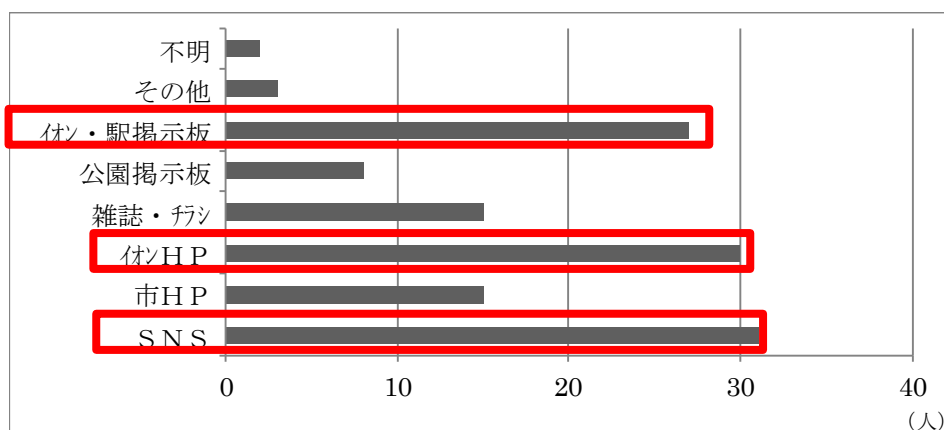
Q10 この公園がどのような場所になるとよいですか（複数選択）



・「誰でも利用できる」の意見が多く次いで、「にぎわい」、「イベント」の順になっています。

【案内】

Q11 この公園の情報は、どの方法で知りたいですか（複数選択）



・「SNS」、「イオンHP」、「イオン・駅の掲示板」で情報収集を希望する方が多くなっています。

(2) 利用状況

【にぎわい】

- ・ 8月に開催する夏祭りを軸に各種イベントを行っています。
- ・ 最近は隣接するイオンモール長久手が主催する、にぎわい促進イベントが定期的に行われています。



【日常利用】

- ・ イベント時には、一定のにぎわいを見せる一方で、平日は長時間に渡ってのにぎわいがありません。特に夏は日陰がなく、インターロッキング（舗装）の照り返しも強いため、長時間滞在することが難しくなっています。



(3) 利用・運営状況及び課題

・行為許可

イベント等で公園を利用する場合は、長久手市都市公園条例に基づき、行為許可申請等の手続が必要となります。金額は、以下のとおりです。

【長久手市都市公園条例（抜粋）】

(使用料)

第9条 法※第5条第1項、法第6条第1項若しくは同条第3項又は第2条第1項若しくは同条第3項の規定による許可を受けた者は、別表に定める額の使用料を徴収する。

2 使用料は、許可に係る当該施設若しくは物件の設置又は施設の利用の許可の際徴収する。

(別表)

区分		単位	使用料（円）
1	公園施設を設ける場合	1平方メートル1年につき	1,000
2	公園施設を管理する場合	1平方メートル1年につき	1,000
3	都市公園を占用する場合	道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項第1号及び第2号に掲げる工作物又は物件を設ける場合	長久手市道路占用料条例（昭和61年長久手町条例第12号）第2条に規定する道路占用料に定める金額
4	物品販売、募金その他これらに類する行為を行う場合	1日につき	1,000
5	業として写真又は映画撮影を行う場合	1日につき	2,000
6	営利を目的とする興行、展示会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1平方メートル1日につき	10

備考

- 1 使用料の金額を算定する場合において、この表に定める単位に満たないもの又は単位未満の端数があるときは、その単位に満たない部分又は単数はそれぞれ1単位として計算する。
- 2 区分4から6までの使用料は、100分の108を乗じて得た額とする。ただし、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

※ ここでいう法とは、都市公園法（昭和31年法律第79号）のこと

ただし、リニモテラス公益施設（仮称）開館後は、施設と一体的な公園の利用が増えることも考えられ、これまで以上ににぎわい創出のためのイベント利用が想定されるため、リニモテラスを利用する関係団体等で金額の見直しを検討する必要があります。

・音の問題

これまでに音楽イベントを実施した際に苦情が入ることがありました。公園の隣接地に住居はありませんが、音量が大きい場合、道路を隔てた地域でも響く可能性があるため、イベントを実施する際には周辺に案内チラシを配布する、音量を抑えるなどの対応が必要です。

【対応例】

2020（令和2）年3月22日（日）に実施したよさこい「イベント」では、行為許可の条件として、申請者に対し以下の事項を指示しました。

- ・ 周囲の住宅、通行者等から騒音による苦情があった場合、音量を下げるなどして対応を行うこと。それでも苦情が続く場合には、直ちにイベントを中止すること。
- ・ イベント実施の2週間前に周辺住宅へチラシによる事前告知を行うこと。

今後も周囲の状況や反応などに配慮しながら、適切なイベント運営を行っていきます。

(4) 協働

■ ボランティア

・ 市民活動団体主体で構成するリニモテラス運営協議会が毎月1回、「リニモテラスクリーンアップ作戦」と称した清掃活動を中央2号公園を中心としたリニモテラスで実施しており、関係団体や行政職員、一般市民などが参加しています。



クリーンアップ作戦実施前のミーティングの様子

・ イオンモール長久手の社員等が商業施設周辺（リニモテラス内）の清掃活動を毎月1回実施しています。

■ 協働を行っている関係団体の意見

現在協働を行っている関係団体4人に対して「ア 中央2号公園の魅力」、「イ 課題」、「ウ 望まれる公園像」などについてインタビューを行いました（以下、ピックアップした意見まとめ）。

① イオンモール長久手 営業担当 橋野 司氏

ア 中央2号公園の魅力について

・ 平日など子どもの遊び場としての魅力がある。

イ 中央2号公園の課題について

・ 天候に左右されてしまうため、屋根があるとより確実にイベントスペースとして活用、認知されやすい。

ウ 望まれる公園像について

・ いつでも楽しめるコミュニティ広場となって欲しい。

② （一社）長久手市観光交流協会 事務局長 田中 美貴氏

ア 中央2号公園の魅力について

・ イオンモール長久手の明かりにより、夜も明るいこと（防犯上のメリット）。
・ 冬のイルミネーション点灯は冬の風物詩となり、防犯面でも喜ばれていること。

イ 中央2号公園の課題について

- ・電気容量が少ないため、多くの電気を使用するイベント（夏祭りなど）の場合は、発電機等を使用する必要があること。
- ・夏から秋にかけては、夕方北西側からの日差しが強いこと。

ウ 望まれる公園像について

- ・ベンチやパラソルの設置や緑化の工夫により、季節感も合わせながらも少し憩いやすい空間演出をし、訪れる人が気持ちよく過ごせるとよい。
- ・人が集まりやすい工夫（イベントなど）を絶え間なく発信できるとよい。

③ リニモテラス運営協議会 副会長 広中 省子氏

ア 中央2号公園の魅力について

- ・夜は人も少なく、近隣に住宅もないので若者にとっては集いやすい（お年頃の若者にとっての居場所としてはいいのではないか）。

イ 中央2号公園の課題について

- ・市民のフリーマーケット的なものが気軽に開催できるとか、利用したい人たちが使い勝手のいいこと（禁止事項が少ないとか借りやすいとか）。

ウ 望まれる公園像について

- ・何もないのによっぽどでないフラッと立ち寄る場所ではないから、土日はイオンのイベント、平日はリニモテラス公益施設（仮称）と連携した催しとか、と大掛かりなものでなくても人が集まるような事を地道に仕掛けることで、市民が楽しみにして集まる場所になるといい。

④ リニモテラス運営協議会 事務局 関根 千寿氏

ア 中央2号公園の魅力について

- ・中高生がダンスパフォーマンスの練習場になって活気がある。

イ 中央2号公園の課題について

- ・公園という認識がみなさんにない（イオンへのただの変わった通り道だという感覚の人もある）。

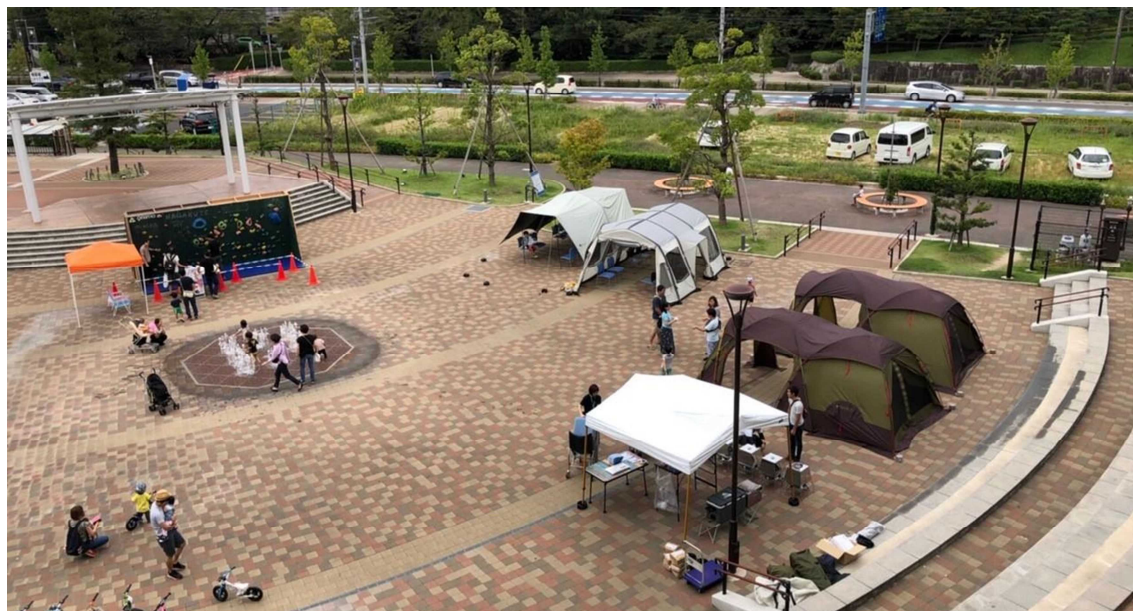
ウ 望まれる公園像について

- ・ふらっと人が集まって木や緑があって、ちょっと管理する人がいて、シーートの貸し出しなんかがあると借りたりして参画できると使ったまわりもきれいにしたりお互い様の気持ちでそれぞれが利用できるようなそんなみんなの公園になるといいと思います。

■公園隣接施設及び関係団体との連携

・イオンモール長久手との連携

定期的なにぎわいイベントを実施するほか、冬期期間のイルミネーション事業を実施しています。また、リニモテラスで開催する行政イベント等への協力（販促品の提供、店舗内協力テナントの紹介）をいただいています。



※ イオンモール長久手ロゴスショップ主催のアウトドアフェスの様子

・リニモテラス公益施設（仮称）との連携

2021（令和3）年度にオープン予定のリニモテラス公益施設（仮称）では、中央2号公園と一体的な活用を想定しています。具体的には、飲食を公園で楽しむよう、施設内にカフェの併設を検討しているほか、公園を活用した連携イベントの実施などです。

こういった内容を検討しているリニモテラス運営協議会では、開館後を見据えた実証イベントを行うほか、先進事例等の研究を行っています。

・（一社）長久手市観光交流協会との連携

（一社）長久手市観光交流協会は、中央2号公園を活用したマルシェを主催するなど、リニモテラスの活性化に向けたイベント等を企画しています。

また、同協会は、2019（平成31）年4月に一般社団法人となったことに伴い、委託事業等を受けることができるようになったことから、より収益を上げられる施策を実施できるようになったため、近隣市町と連携した物産市など同公園での実証実験を検討しています。

(5) 民間活力の導入（将来イメージ）

・イオンモール長久手との連携に係る参考事例

～豊砂公園（千葉県千葉市）とイオンモール幕張新都心の連携～

イオンモール幕張新都心は、都市計画公園である豊砂公園（2.1ha）に隣接しており、都市公園とイオンモール幕張新都心との空間的な連携活用することを意図して「千葉市豊砂公園パークマネジメント事業」を行っています。

イオンモール幕張新都心は、豊砂地区の地域活性化や公共事業への参入による地域貢献を念頭に、千葉市が取り決めた許認可方針に基づき、土日・祝日を中心に年間約100日間、同公園でイベントを開催しています。民間のノウハウを都市公園に活用することで、イオンモール幕張新都心を中心とした豊砂地区の活性化に繋げている事例です。

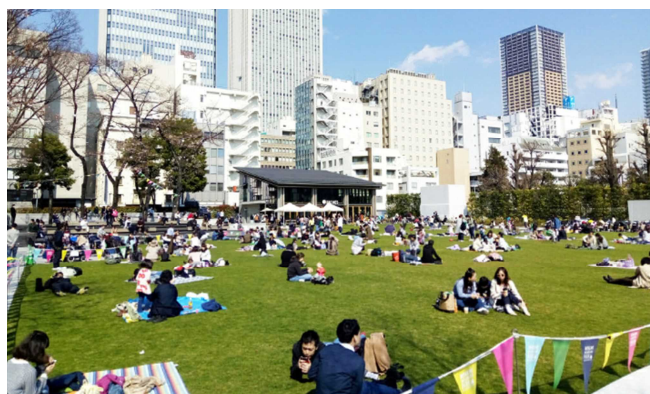


図8 イオンモール幕張新都心と豊砂公園（イメージ）

公益施設と連携一体的な運営（パークマネジメント）の余地

～東京都豊島区南池袋公園のパークマネジメント～

南池袋公園では、生産者と消費者の“食を介するつながりの場”を目指したカフェレストラン「Racines FARM to PARK（ラシーヌファームトゥーパーク）」が都市公園法第5条第2項第2号の規定に基づく公園の設置等許可を受け、公園内に店出しています。



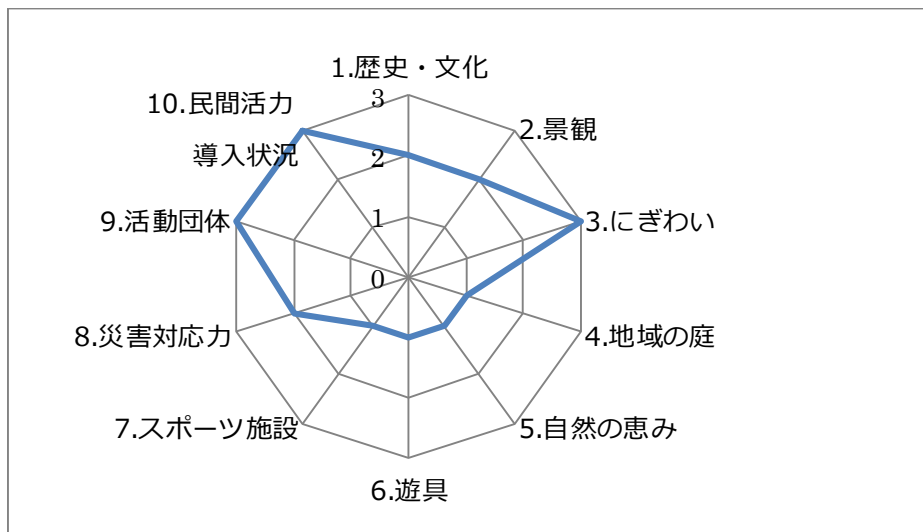
南池袋公園の様子

1-5 公園の基本的な性格・役割

(1) 特徴の分析

公園の特徴	1 歴史・文化	公園内の歴史的 モニュメント等	なし
		周辺の歴史・文化との 関わり	公園周辺に歴史・文化的施設あり (名称：古戦場公園)
	2 景観	景観形成地区内	景観地域（都市機能複合拠点、商業・ 工業地域）※ R2 景観計画より
		ビューポイント (公園内の良い景観)	扇形の公園形状、中央の噴水
		公園から見える おすすめの眺め	公園前を走るリニモ
	3 にぎわい	広場	あり（※公園自体が広場としての機 能を有する）
		広場の利用状況	ながくて夏祭り in リニモテラスな どのにぎわい創出イベント
		公園内で実施される イベント	各種イベント 年間15回～20回程度
	4 地域の庭	くつろげる公園内の 施設	お勧めくつろぎポイント 噴水 (利用者層：子育て世代 利用時間 帯午前10時から午後3時頃まで)
		花壇	なし
	5 自然の恵み	自然構成	緑地帯はある
	6 遊具	利用者によく使われ ている遊具あり	中央の噴水 (利用者層：子育て世代 利用時間 帯午前10時から午後3時頃まで)
	7 スポーツ施設		利用者によく使われているスポーツ 施設：なし
	8 災害対応力	避難地指定	一次避難場所として指定
		災害時施設	なし
9 活動団体	定期的活動の団体	あり	
	不定期な活動の団体	複数あり	
10 民間活力導入状況		隣接する大型商業施設とタイアップ したイベント等を実施	

(2) 公園運営の視点から見た現況評価



公園経営の現況評価	
評価基準	
評価 0	—
評価 1	部分的に不足している
評価 2	標準的なレベルに達している
評価 3	積極的に取り組んでいる、高い評価を得ている

- ・市外からの来訪が多い公園である。
- ・この公園を目的地として来場する人よりも、イオンモール長久手の買い物ついでに立ち寄る人が多い。
- ・夏や冬などは日差しや風を遮るものがないため、公園に長時間滞在することが難しい。
- ・リニモやバスを使って通勤・通学する人たちが通過している。
- ・噴水の利用者は、主に親子連れが中心で、平日午後や休日には小中学生の利用もある。
- ・イベント時に大音量で音楽を流すと、イオンモール長久手の駅前棟に反響してグリーンロードの南側まで音が届く可能性がある。
- ・平日、休日に関係なく夜間の使用者によるごみの散乱が目立つ。
- ・管理者は常駐していないが、定期的な清掃や植栽管理は、委託業者が行っている。また、定期的な巡視や苦情対応は隣接の商業施設が担っている。
- ・市民団体が定期的にボランティアで清掃活動を行ったり、商業施設と連携した催しを行っている。
- ・植栽された樹木が十分成長しておらず、自然環境が整っていない。

第 2 編
長久手中央 2 号公園の活用方針

2. 目指すべき姿と取組の方針

2-1 公園が目指すべき姿

(1) 目指す公園像

本公園が位置するリニモテラスは、リニモ長久手古戦場駅周辺にまちの新たな顔として整備されました。このエリアでは、住民の暮らしを支え、訪れる人をもてなす空間を創出するとしています。

また、中央2号公園の特徴として、中央2号公園の特徴である駅前広場の性格を持つイベント対応型の公園ということや、隣接する大型商業施設等の関係団体と連携した運営の可能性があるという点があげられます。

それらを踏まえ、これまで実施したアンケート調査や関係団体のヒアリング等から、中央2号公園に求められる3つの事項を以下のとおり整理し、目指す公園像を定めました。

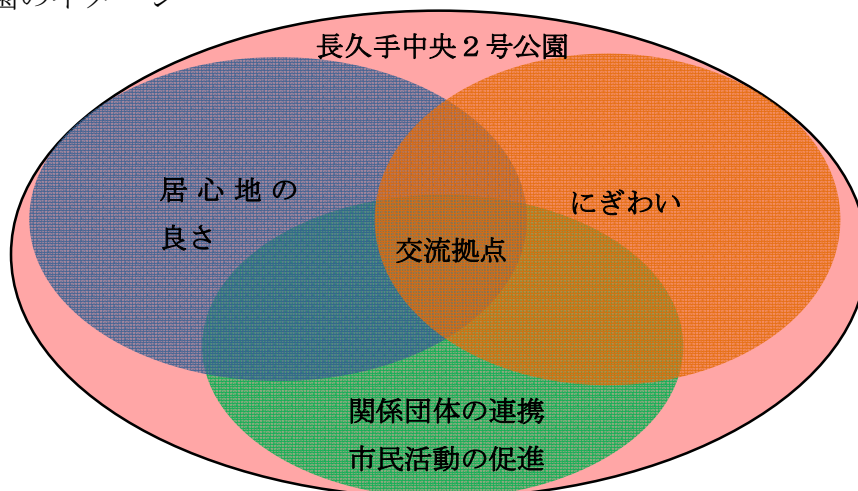
【中央2号公園に求められる3つの事項】

- ① 長久手の“新しい顔（シンボルコア）”となる長久手古戦場駅前の公園
- ② 公民連携による“管理運営”を行う公園
- ③ 居心地のよい“みんな”が集える公園

【目指す公園像】

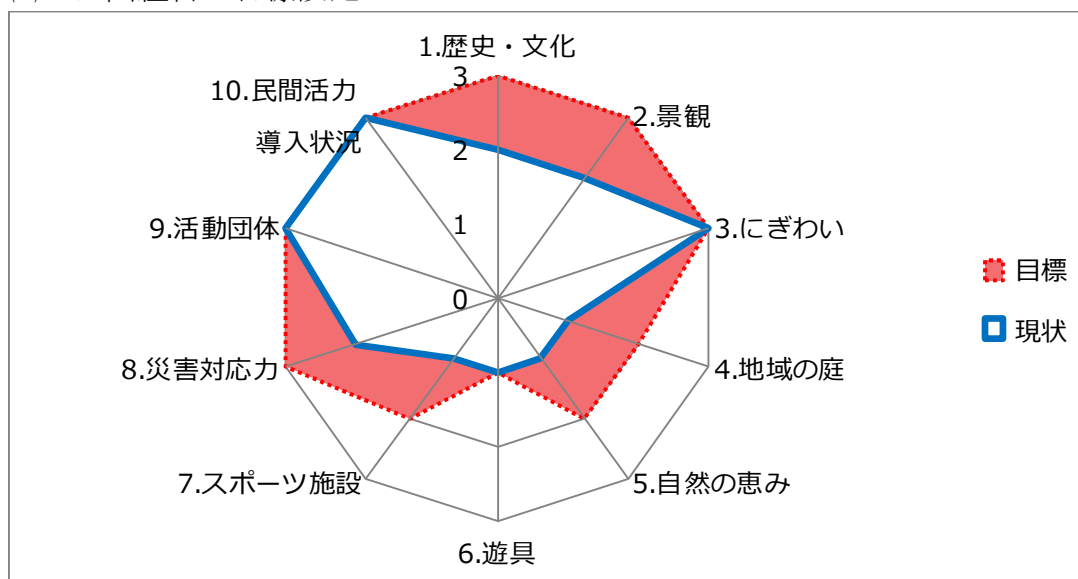
**誰もが気軽に来ることができる
多世代が交流できるにぎわいのある空間**

(2) 公園のイメージ



2-2 取組の方針

(1) 公園経営の目標設定



公園経営の現況評価（評価基準）	
評価0	—
評価1	部分的に不足している
評価2	標準的なレベルに達している
評価3	積極的に取組んでいる、高い評価を得ている

(改善項目)

- ・古戦場公園との連携により、歴史・文化に関する観光 PR を促進する
- ・古戦場公園と視覚的に緑の連続性を確保し、中央2号公園・リニモテラス公益施設・古戦場公園にて「居心地の良さ」を演出する
- ・利用者の大半が市外からの来場者であるため、地元の子育て世代などに PR する
- ・イオンモール長久手との連携により、スポーツや防災に関わるイベントを実施する

(2) 維持管理の方針

隣接するイオンモール長久手では、毎月 11 日に関係者等が中心となり、中央 2 号公園をはじめとしたリニモテラス一帯の清掃活動を行っています。

また、リニモテラス運営協議会も、毎月第一土曜日にリニモテラスの清掃活動を行っており、行政職員や地域住民なども参加しています。維持管理に係る費用を少しでも削減していくために、日ごろからここを活用する団体・市民等が中心となって清掃や修繕等を行う体制を継続していきます。

(3) 景観形成の方針

中央 2 号公園は、景観計画の景観計画区域等で「都市機能複合拠点」と「商業・工業地域」に位置しています。「都市機能複合拠点」では、本市の顔となるような景観形成を目指しており、「商業・工業地域」では、人が集まりにぎわうための、緑の潤いを感じられる商業景観づくりを目指しています。

景観まちづくりの視点においても、上記の視点を念頭に、市民参加の機会や場づくりを積極的に進め、中央 2 号公園をはじめとしたリニモテラス一帯において、長久手らしさを感じられる景観づくりを行っていきます。

(4) 運営管理の方針

中央 2 号公園の整備及び現在の運営管理主体は行政ですが、今後建設予定のリニモテラス公益施設（仮称）とともに、公民連携による管理運営に変更していきます。具体的には、公益施設の指定管理者と同一の主体を指定管理者とし、公園の適切な管理及びにぎわい創出のための柔軟な運営を目指します。

(5) 連携・協働の方針

中央 2 号公園でにぎわいを創出させるため、イオンモール長久手、（一社）長久手市観光交流協会及びリニモテラス運営協議会が連携し、様々な催しを実施しています。一方、行政は、それらの団体が行う賑わいを創出するイベントについて、イベントに公共性があるかどうかを判断した上で、行為許可を行っています。にぎわいに繋がるイベントが中央 2 号公園において継続的に実施できるよう、日頃から関係団体と行政で意見交換を行う体制を整備します。

(6) 改修・再整備の方針

アンケートや聞き取り調査の結果から、日陰がなく、休める場所がないという点があげられており、中央 2 号公園の課題のひとつに、日常的なにぎわいがない点があげられます。

2021（令和 3）年度にオープンするリニモテラス公益施設（仮称）と一帯的な

活用をしていくためにも、中央２号公園の日常的なにぎわいは欠かせません。

そこで、2020（令和２）年度に公園グレードアップに係る設計を行い、2021（令和３）年度に工事着手を予定しています。ただし、整備に係る予算は長久手中央区画整理組合の寄附金を基に事業を実施していきます。

（７）災害対応の方針

中央２号公園は、本市の一時避難場所に指定されており、災害時にはその役割が求められています。また、イオンモール長久手とリニモテラス公益施設（仮称）（2021（令和３）年度供用開始予定）と隣接している地の利を活かし、施設と連携した災害対応を行っていく必要があります。そのための実証として、行政を始めとした関係者間で、イオンモール長久手内テナントのアウトドア関連店舗の協力の下、災害時のシミュレーションを兼ねた防災に係るイベント等を行っています。これらの取組を継続して実施し、災害に備えた公園運営を行っていきます。